庁　議　付　議　案　件Ｎｏ．　１

平成23年1月18日

所　管　産業振興局　農政部

<table>
<tr><td>件　名</td><td>「ハーベストの丘」土地売買契約の変更と今後の活性化策について</td></tr>
<tr><td>経過・現状

政策課題</td><td>■経過・現状
〇年間入園者数の推移
（単位：人）
<table>
<tr><td>H12年度</td><td>H13年度</td><td>H14年度</td><td>H15年度</td><td>H16年度</td></tr>
<tr><td>966,833</td><td>742,450</td><td>550,347</td><td>502,034</td><td>436,840</td></tr>
<tr><td>H17年度</td><td>H18年度</td><td>H19年度</td><td>H20年度</td><td>H21年度</td></tr>
<tr><td>392,613</td><td>392,725</td><td>393,548</td><td>370,371</td><td>349,978</td></tr>
</table>
・開園後10年が経過し、平成12年開園時をピークに年々減少している。

〇土地売買代金の滞納
平成12年2月15日　(株)堺ファームを買受人とする土地売買契約を締結
・土地の表示　堺市鉢ヶ峯寺2047番1　外11筆　36,560.93㎡
・売買金額　665,408,926円
・売買方法　元金3年据置後、7年の半年分払い(20回払い)
＊第17回(納付期限H20.4.1)～第20回(納付期限H21.10.1)の4回分が未納

■政策課題
本市最大の体験型観光施設である「ハーベストの丘」を、今後も引き続き開園していくため、集客促進に向けた活性化策と民間事業者の経営の安定化が課題となっている。</td></tr>
<tr><td>対応方針

今後の取組
（案）</td><td>【土地売買契約の変更】
平成12年2月15日付締結の土地売買契約を次のとおり変更する。
１．変更内容
「東西道路」の北側部分と南側部分に分かれている売払い用地のうち、北側部分（9892.68㎡）を除外し、南側部分（26,668.25㎡）のみに変更する。
２．財産の表示
(1)変更前　堺市鉢ヶ峯寺2047番1　外11筆　実測36,560.93㎡
(2)変更後　堺市鉢ヶ峯寺2405番4　外5筆　実測26,668.25㎡
３．売買代金及び代金納付方法
(1)変更前　金665,408,926円　元金3年据置後、7年の半年分払い
(2)変更後　金485,362,150円　元金3年据置後、5年の半年分払い及び残金一括払い
４．再売買予約の特約
平成27年5月31日まで、再売買予約の特約を規定
５．契約日
平成23年第1回市議会(2月)定例会に提案し、議決後本契約とする</td></tr>
</table>

	【遅延利息】 ㈱堺ファームは原契約の遅延利息(61,141,572円)を一括で支払う 【来場者増に向けて】 ハーベストの丘の年間利用率は、春期、秋期が全体の 70%であるのに対し、夏期、冬期は30%であり、この期間の利用率が非常に低い。 この期間の集客対策を主体としたハーベストの丘全体の活性化に向けて、ハード・ソフト両面での対策を検討実施する。 今後の取組(例) 〇夏期、冬期の集客確保に向けたハード整備 〇観光部との連携による情報発信 〇類似施設を参考としたイベントの充実　　など
効果の想定	集客確保に向けた活性化策を検討実施し年間入場者50万人を目標とする。
関係局との政策連携	産業振興局観光部